

遠距離通学等による通学費支援

R5年度から、遠距離通学等による高額通学費の一部を補助します！

◎ 対象者 (①～③の全てに該当)

①所得要件を満たす者

次の計算式で算出される額が154,500円未満(※1)

(※1) 両親(片方のみ就業)、高校生、中学生の4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

【計算式】

令和5年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

②通学定期券(バス・モノレール)及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える者

③他の通学費支援(※2)を受けていない

高校生(県立の通信制除く)、県立中学生、私立中学生(※3)

※2 県から通学費無料化のオキカが交付されている世帯など。

※3 私立の中高は総務私学課(098-866-2074)に確認して下さい。

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額(※4)が15,000円(基準額)を超える場合に、15,000円を超える部分を補助(※5)

※4 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※5 100円未満切り捨て

◎ 交付申請・請求申請期間

令和5年度の補助金交付申請受付期間は、

令和6年2月1日(木)～令和6年3月8日(金)

【交付申請】学校事務室へ以下の①から③の書類を提出してください。

- ①遠距離等通学費補助金交付申請書(様式1)、
- ②令和5年度の所得課税証明書(お住まいの市町村役場で発行)、
- ③通学計画書(様式2)

【請求申請】学校事務室へ以下の④から⑦の書類を提出してください。

- ④遠距離等通学費補助金請求書(様式3)、
- ⑤補助金額計算書(様式4)、
- ⑥(定期券購入者)通学定期券購入額一覧表(様式4-2)
(回数券購入者)通学回数券使用実績報告書(様式4-3)
- ⑦定期券または回数券購入時の領収書等※領収書は原本のみ可

【お問い合わせ】教育支援課(専用ダイヤル)098-866-2116

おねがい！！

通学定期券・通学回数券の領収書原本や、
定期券の券面（表裏）のコピー、
回数券の表紙の原本は
必ず保管しておきましょう！

年2回の補助金請求時には、領収書原本や通学定期券の券面の
コピー、通学回数券の表紙の原本の提出が必要です。

※補助金請求は、令和5年7月と令和6年2～3月の年2回です。

1. 7月に請求している場合は、7月以降の実績分を請求してください。
2. 7月に請求していない場合は、令和5年4月から令和6年3月までの
年間実績分で請求してください。

通学定期券

○○ ↔ △△
R5.○月△日まで
氏名 金額

通学定期券の券面には、
有効期間と氏名、金額等が
印字されています。
※定期券の更新時には印字内容
が上書きされるため、更新前に
コピーをとってください。

区
間
・
〇
〇
円

回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券

通学定期券の表紙には、回数券
の区間と区間あたりの金額が印
刷されています。
表紙は必ず保管し、補助金請求
時にすべての表紙の原本を提出
してください。

申請書記入例、FAQ等は下記ホームページに掲載しています。

沖縄県 遠距離通学



【お問い合わせ】 教育支援課（専用ダイヤル） 098-866-2116